

望ましい学校教育環境のあり方について  
(答申)

2014年(平成26年)10月  
福山市学校教育環境検討委員会

# 目 次

<b>1 小中一貫教育を推進する上で、望ましい学校教育環境のあり方について</b> ……	1
— 検討に当たっての考え方 —	
<b>2 市立小中学校の現状について</b>	
(1) 人口及び児童生徒数等の現状と将来推計 ……	2
(2) 学校規模の現状と将来推計 ……	3
(3) 教育環境の現状 ……	4
<b>3 教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について</b>	
(1) 望ましい学校規模 ……	9
(2) 望ましい学級規模 ……	12
(3) 小中一貫教育校 ……	14
<b>4 社会の変化に対応する教育環境の整備に向けた具体的な方策について</b>	
(1) 情報化・グローバル化に対応した教育の推進 ……	16
(2) 地域連携 ……	18
<b>5 児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について</b> ……	19
<b>6 附帯意見</b> ……	22
<b>おわりに</b> ……	23

## 資料編

【資料1】 諮問文 ……	24
【資料2】 審議経過 ……	26
【資料3】 福山市学校教育環境検討委員会条例 ……	27

## 1 小中一貫教育を推進する上で、望ましい学校教育環境のあり方について

### — 検討に当たっての考え方 —

我が国の社会は、人口減少や少子化・高齢化、情報化、グローバル化等によって、社会構造や産業構造の大きな変化の中にあり、人々の意識や価値観も多様化してきている。このような変化の中で、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下や情報通信機器の発達による情報過多などの要因により、学ぶ意欲、学力・体力面での課題や問題行動などが指摘されている。

こうした状況の中、福山市教育委員会では、ばらと教育のまちをめざす「全国に誇れる学校教育」を目標として掲げ、小中学校の連携を更に強め、義務教育9年間を一体的に捉えた教育活動の展開をめざす小中一貫教育の創造に取り組んでいるところである。

一昨年度、学識経験者、学校関係者、PTAの代表者等で構成する福山市小中一貫教育推進懇話会（以下「懇話会」という。）が設置され、2年間にわたって小中一貫教育の推進方針や方策、教育内容について意見が交わされた。さらに、昨年度からは、連携型小中一貫教育モデル中学校区による取組を進められた結果、小中9年間を見通した教育活動に対する教職員の意識の高まりが見られると同時に、小学6年生の時に中学校教員による乗り入れ授業を受けた新中学1年生が、学習の進め方や部活動などに戸惑うことなく中学校生活を始めることができたとの感想もあり、今後の成果に期待を寄せるものである。

また、来年度からは、懇話会の意見を踏まえ、福山への愛着と誇りの育成を目的とした「(仮称)ふるさと学習」の取組も予定されており、学校と地域・家庭が連携した教育活動がより深まることを期待する。

こうした中、福山市学校教育環境検討委員会では、次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会を生きるため、学校教育において、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力の知徳体をバランスよく育てることが大切であり、小中一貫教育の効果を十分に発揮できる教育環境づくりが必要と考えた。そして、基礎的な学習内容を確実に定着させ、健やかな体を育むとともに、集団での学習や活動を通して望ましい人間関係を構築するなど、豊かな人間性や社会性を育成することが重要であるとの認識のもと、諮問された事項について検討を進めた。

検討の過程では、常に子どもたちにとってどのような教育環境が望ましいのかを念頭に、社会性やコミュニケーション能力を身につけるための教育活動を行うことができる集団規模、社会環境の変化に対応した教育環境の整備等について議論した。

福山市がめざす「福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども」を育てるための「小中一貫教育」を推進する上で、望ましい学校教育環境のあり方について、本委員会として答申をまとめた。

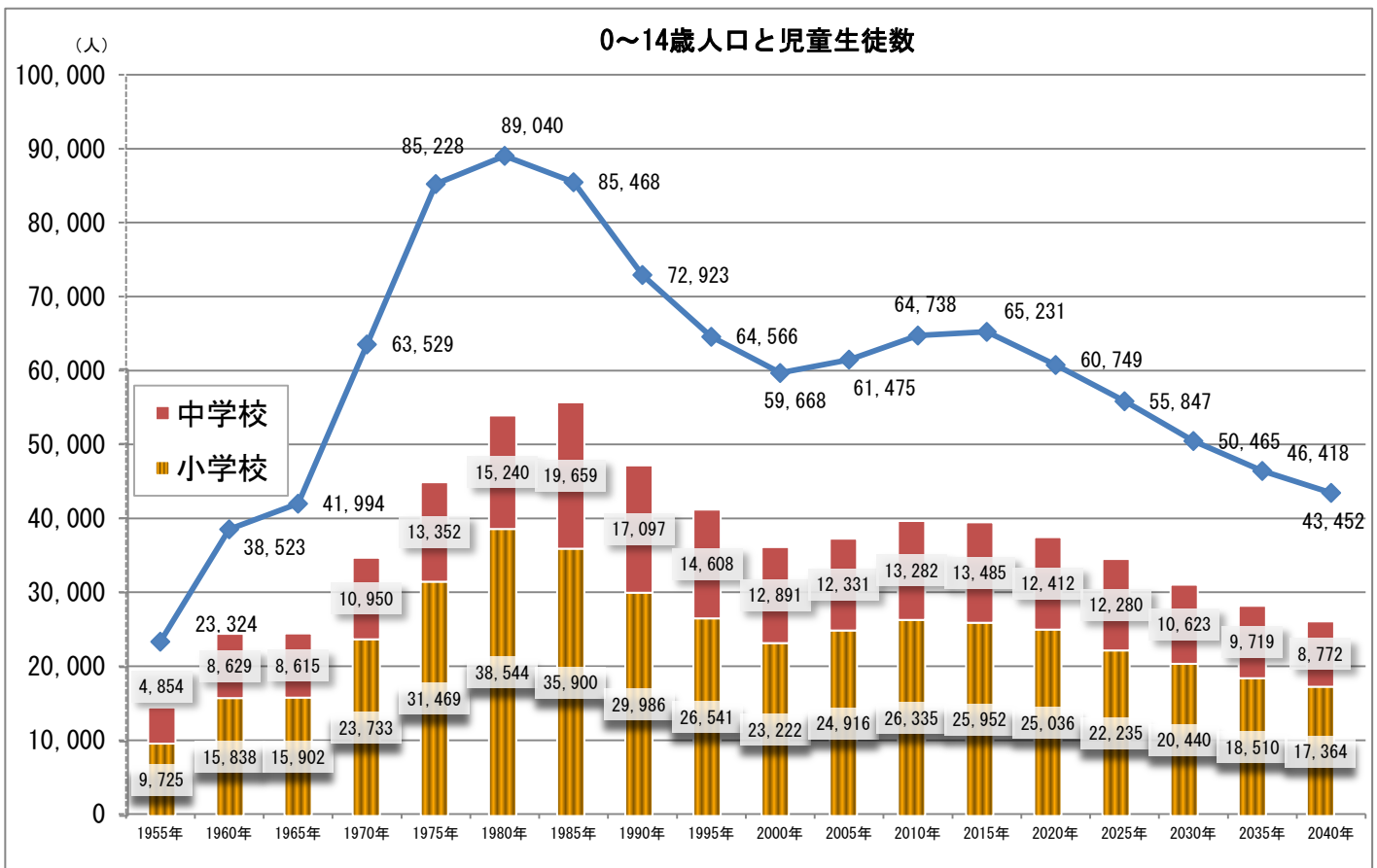
## 2 市立小中学校の現状について

### (1) 人口及び児童生徒数等の現状と将来推計

本市の0歳から14歳までの人口は、1980年（昭和55年）の89,040人をピークに2000年（平成12年）まで減少し、近隣市町との合併による増加要因があったものの、2014年（平成26年）には66,742人となり、ピーク時の7割程度に減少している。また、2040年にはピーク時の5割弱程度の推計となっている。

現在本市には、小学校78校、中学校36校の合計114校の公立小中学校があり、児童生徒数は2014年（平成26年）5月1日現在、小学生25,404人、中学生11,977人の合計37,381人である。

しかし、全国的な少子化が進む中、本市における児童生徒数は減少傾向にあり、2040年には約26,000人のうち、公立小中学校の児童生徒数は約25,000人となる推計である。



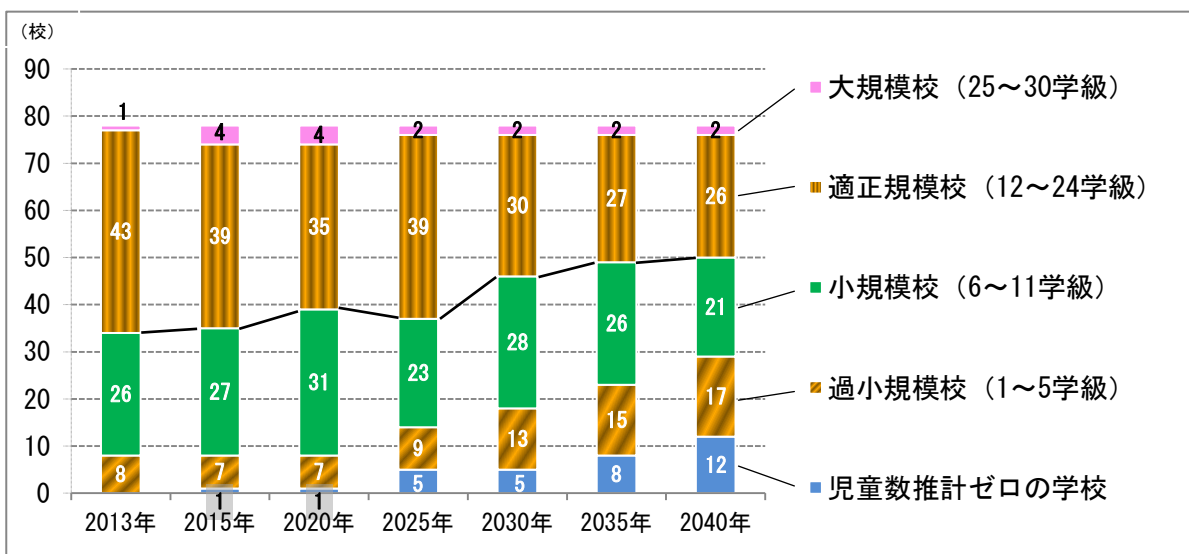
\* 1955年～2010年の数値は、国勢調査によるものであり、各年とも調査年における当時の福山市域の数。

\* 近隣市町村との合併：1956年に引野村他10町村、1962年に深安町、1966年に松永市、1974年に芦田町、1975年に加茂町・駅家町、2003年に内海町・新市町、2005年に沼隈町、2006年に神辺町と合併。

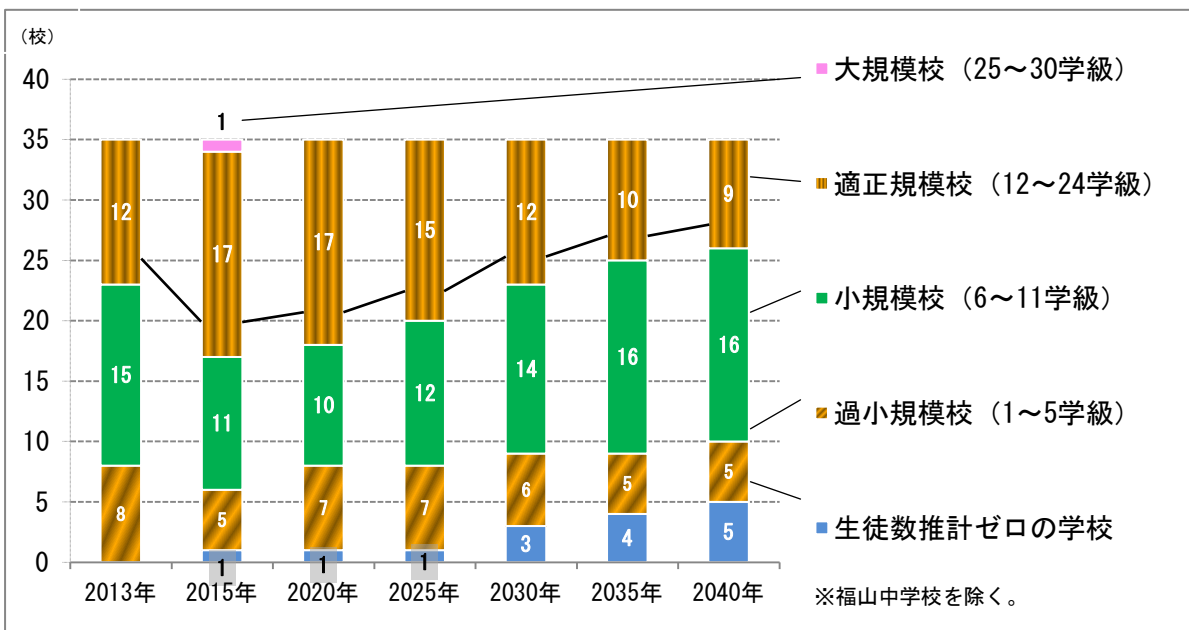
(2) 学校規模の現状と将来推計

今後の児童生徒数の将来推計から、本市の小中学校を学校教育法施行規則等\*で定められた区分に分類・整理し、学校規模別に集計すると、児童生徒数の減少により、小中学校ともに学校の小規模化が進行し、推計ではあるが児童生徒数がゼロになる学校が相当数出現すると予測される。

【小学校の将来推計】



【中学校の将来推計】



\*「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下（5 学級以下の学級と 12～18 学級の範囲にある学校とを統合する場合には、24 学級以下）を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」（中学校に準用）

（引用法令：学校教育法施行規則第 4 条・第 79 条，義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条）

(3) 教育環境の現状

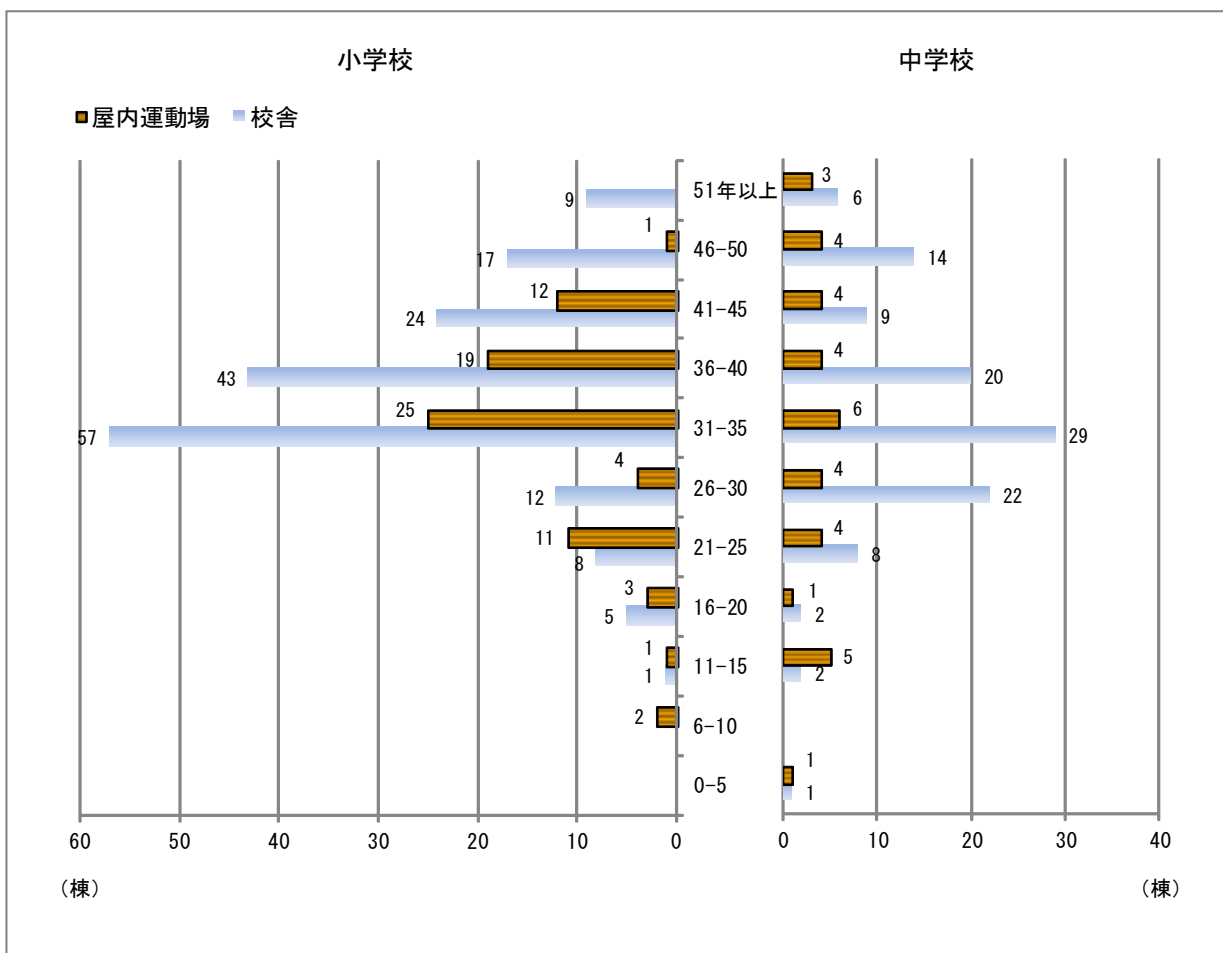
① 学校施設について

ア 校舎・屋内運動場の経過年数別（5年ごと）棟数

本市の学校施設の多くは、1970年（昭和45年）頃から約10年余りの間に整備されたものであり、経過年数が30年を超えるものは全体の約7割以上を占めている。

【校舎・屋内運動場の経過年数別（5年ごと）棟数】

（2014年（平成26年）4月1日現在）



## 2 市立小中学校の現状について

### イ 空調設備及び扇風機の設置状況

空調設備は、特別支援学級においては児童生徒の状態に応じて設置され、パソコン教室、図書室、保健室、職員室・校長室にはすべて設置されている。

扇風機は、市内全小中学校のすべての普通教室において1教室あたり2台設置されている。

#### 【空調設備及び扇風機の設置状況】

(2014年(平成26年)4月1日現在)

教室名	空調設備	扇風機	備考
普通教室		○	天井型扇風機 1教室あたり2台
特別支援学級	○(一部)	○	児童生徒の障がいにより体温調節が困難な場合に空調設備を設置。 小学校 27校 36教室 中学校 6校 7教室 空調設備を設置していない特別支援学級には、天井型扇風機を1教室あたり2台設置。
通級指導教室	○		小学校 10校 18教室 中学校 3校 3教室
特別教室		○	各学校の実態や教室の使用頻度を考慮する中で、スタンド型扇風機を活用。
パソコン教室	○		
図書室	○		
保健室	○		
職員室・校長室	○		

※福山中・高等学校については、普通教室、特別教室ともに空調設備を設置。

## 2 市立小中学校の現状について

---

### ウ 洋式トイレの設置状況

洋式トイレは、大規模改修や維持補修などの機会を捉える中で整備がなされており、現在の状況については次のとおりである。

#### 【洋式トイレの設置状況】

(2014年(平成26年)4月1日現在)

	大便器数	洋式便器数	洋式便器設置割合 (%)	備考
小学校	3,922	855	21.8	78校 (休校2校除く)
中学校	1,968	517	26.3	36校
計	5,890	1,372	23.3	



② 学校給食について

本市における学校給食は、1947年（昭和22年）にミルク給食、1951年（昭和26年）に完全給食を開始し、現在、幼稚園14園、小学校78校の全校全園で、中学校においては市内36校のうち8校の計27,158人に対して完全給食が実施されている。

成長期の子どもたちに必要な栄養価を保つだけでなく、食材に地場産物が積極的に使用され、その利用率も年々増加傾向にある。また、行事食・郷土食を提供することにより、子どもたちの食への関心、伝統的な食文化への理解、食に関わる人への感謝の気持ちを育むなどの取組がなされており、学校給食は、食育を推進する上での生きた教材として大きな役割を果たしている。

【学校給食実施状況】

2014年（平成26年）5月1日現在

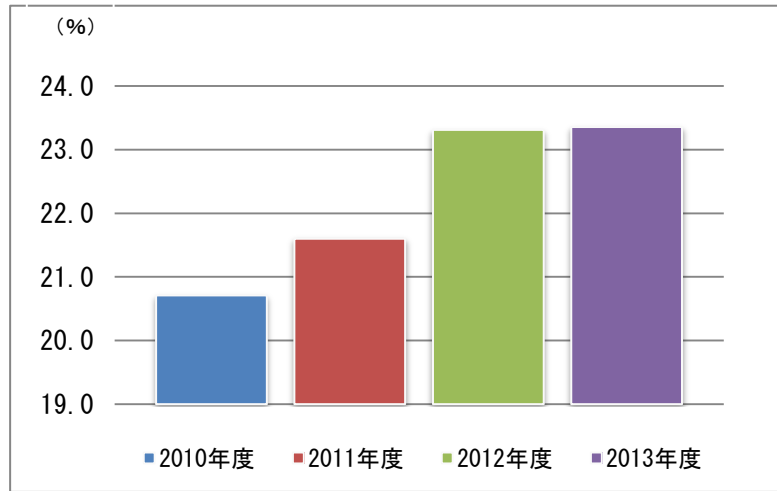
	実施校(園)数等		完全給食								ミルク給食	
			単独調理方式		親子方式 (近隣の学校で調理)		センター方式					
							新市給食センター		沼隈給食センター			
学校数	園児児童生徒数	学校数	園児児童生徒数	学校数	園児児童生徒数	学校数	園児児童生徒数	学校数	園児児童生徒数	学校数	園児児童生徒数	
幼稚園	14	833	-	-	14	833	-	-	-	-	-	-
小学校	78	25,404	69	23,700	1	10	4	1,084	4	610	-	-
中学校	36	11,977	-	-	4	45	2	521	2	355	28	11,056
合計	128	38,214	69	23,700	19	888	6	1,605	6	965	28	11,056

給食費		
	単価	実施日数
幼稚園	255円	202日
小学校	255円	202日
中学校	290円	202日

○主食は、米飯を週4日、パンを週1日実施

※給食費は原材料費相当分を徴収

【地場産物使用率】



【食育の取組】

- ・行事食・郷土食を通じた食育の推進・・・鯛料理（節分）、鯛めし、うずみ、たこめし、煮じゃあなど
- ・親善友好都市の郷土食・・・チキンアドボ（タクロバン市）、チャプチェ（浦項市）など
- ・市制施行記念日の地場産物100%給食の実施
- ・ひろしま給食100万食プロジェクトの一環として、「ひろしまトンチキレモン」を全校で提供
- ・生産者から市内産農産物の直接納入（2014年（平成26年）3月末現在、59品目、68校2センターへ納入）
- ・夏休み子ども料理教室の実施（小学校全校、幼稚園全園、中学校1校で実施）

### 3 教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について

社会変化の激しい時代を生きる子どもたちが、お互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方に触れたり、共に活動したりする中で、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力を育むためには、集団としての一定規模の人数が必要であると考える。児童生徒数が減少し、学校が小規模化していくことが予想される中で、教育効果を高めるための望ましい学校規模等を実現するためには、学校の適正配置を考えていくと同時に、小中一貫教育を推進する上で、一体型小中一貫教育校はもとより、連携型小中一貫教育校において小中連携・小小連携のあり方を考える中で、今後、学校統合も検討していくことが必要である。

小中一貫教育の実施に当たっては、本答申の望ましい学校規模等を考慮する中で、効果的な取組となるよう、検討が進められることを望む。

#### (1) 望ましい学校規模

##### ◆望ましい学校規模

- 小学校：クラス替えが可能である「1学年に2学級～3学級」
- 中学校：クラス替えが可能で、かつ、集団での効果的な教育活動を行うことができる「1学年に3学級～4学級」  
教員配置基準を考慮すると、すべての教科の担任を配置できる「1学校に10学級以上」
- 過小規模校は、実態の解消も視野に早急に検討を進められたい。
- 小規模校は、児童生徒数の将来推計や地域の実情等を勘案し、今後のあり方について検討を進められたい。
- 大規模校は、児童生徒数の将来推移をみながら検討を進められたい。

\* 学校規模は、当該学校の児童生徒数及び学級数で構成されるが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律等の教育関係法令において、教育活動や教員配置基準等が学級を単位としていることから、学級数をもって学校規模とした。

\* 法令上の学校規模

- 過小規模校：全学級数1～5学級
- 小規模校：全学級数6～11学級
- 適正規模校：全学級数12～24学級
- 大規模校：全学級数25～30学級

論点

- ・望ましい学校規模については、小学校と中学校では、自己肯定感等心身の発達段階の違いや教育内容の違い等を踏まえて、個別に考え方を示すこととした。
- ・小学校においては、人間関係が固定化しないようクラス替えが可能である「1学年2学級～3学級」を望ましい学校規模としてまとめることとした。また、中学校においては、クラス替えが可能であることに加え、学級・学年、さらに学校、部活動などの集団での生活や学習の中で自己効力感を実感するなど、自己の存在感を育む効果的な教育活動を行うことができるよう「1学年3学級～4学級」を、さらに、教員配置基準を考慮し、すべての教科の教員を配置できるよう「1学校に10学級以上」を望ましい学校規模としてまとめることとした。
- ・社会変化の激しい時代を生きる子どもたちが、お互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方に触れる中で、互いの思考を深め合い、新しい考えを創出する能力を養うためには、一定規模の人数が必要であると考え。その視点から、複式学級を含む過小規模校は、実態の解消も視野に入れて早急に検討することを要望することとした。

また、クラス替えが可能である学校規模が望ましいことから、小規模校については、児童生徒数の将来推計や地域の実情等を勘案し、今後のあり方について検討することを、大規模校については、全国的な少子化が進む中、本市においても児童生徒数は減少する見込みであるが、将来推移をみながら検討することを要望することとした。
- ・小規模校、大規模校のいずれにも、効果的な学習指導・集団生活・学校運営などにおいて、良い面や課題がある。こうした中であって、各学校では、現在おかれた状況でベストを尽くし、教職員の英知を結集することで、創意工夫した教育が行われている。一方、望ましい学校規模について、過小規模校・小規模校に対する不安の意見や一定規模の学校を望む意見が多くあり、こうした意見には、集団学習による教育効果を期待するとともに、豊かな人間性、社会性を育むためには、適正な学校規模が必要との思いがあった。

**【審議経過】**

- ・小中一貫教育を推進する上で、教育効果を高めるための学校規模の観点から、児童生徒数等の現状と将来推計、学校施設の耐震化の取組等本市の現状を踏まえて、議論を行った。
- ・学校規模については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）に定める法制面の基準を踏まえて、議論を行った。
- ・検討委員会において、「現場の教員の意見を踏まえることが、今後の議論を進めていく上で非常に重要である。」との見解が示され、校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事を対象に、望ましい学校規模等に関するアンケート調査を実施し、その結果を報告した。さらに、「若手教員（20代～30代）では意見が異なるのではないか、将来の教育を担う若手教員の率直な意見を踏まえることも重要なことである。」との意見が出され、若手教員に対するサンプル調査を実施し、その結果を報告した。その結果内容を踏まえて検討を進めた。

## (2) 望ましい学級規模

### ◆望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

○小学校：1学級21人～30人が望ましい。

○中学校：1学級26人～35人が望ましい。

○単学級（1学年1学級）における1学級の下限は、小学校においては16人以上、中学校においては20人以上が望ましい。

□現状において、少人数指導推進員（非常勤）<sup>\*</sup>等の配置がされているところであるが、人材確保や財源等、望ましい学級規模の実現に向けては課題もあることから、国の法制面の改善及び県の制度拡充等の要望と併せ、慎重に検討をされたい。

\*「少人数指導推進員」とは、「少人数指導推進校」における少人数指導等の授業を担当する市費の職員をいう。また、小中一貫教育推進に係る教員の研究・実践の補助を行う。

### 論点

- ・望ましい学級規模についても、小学校と中学校では、自己肯定感等、心身の発達段階や教育内容の違い等を踏まえて、個別に考え方を示すこととした。
- ・1学級当たりの望ましい児童生徒数は、子ども一人ひとりに教員の目が行き届き、丁寧な関わりができるとともに、授業での発言等を通して、教員や子ども同士のコミュニケーションを図る機会が多く確保されるなど、子どもが授業への参加意識や充実感を得られることも大切である。また、効果的なグループ学習など集団学習ということも考慮することも重要である。これらを踏まえた上で、望ましい学級規模を、小学校はより個に応じた指導を行うという観点から1学級21人～30人、中学校は集団活動の中で自己肯定感を高めるという観点から1学級26人～35人としてまとめることとした。
- ・社会変化の激しい時代を生きる子どもたちが、お互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方に触れる中で、互いの思考を深め合い、新しい考えを創出する能力を養うため、また、班学習や体育・音楽の授業における団体競技・合唱・合奏など集団学習・活動を可能にするためには、学級規模についても一定規模の人数が必要であると考えられる。教育効果のある班学習や集団学習・活動を行うために最低限必要な児童生徒数としてグループ分けをしたときの班の数等を考慮する中で検討し、小学校の複式学級の学級編制基準（第1学年を含まない場合は16人）やアンケート

結果（20人以下が望ましいとの回答は極めて少数）も参考にして、単学級の児童生徒数の下限については、小学校においては16人以上が、中学校においては20人以上が望ましいとした。

- ・現状において、効果的な学習活動・教育活動を行うため、市費の非常勤である少人数指導推進員等の配置がされているところであるが、人材確保や財源等、望ましい学校規模の実現に向けては課題もあると思われることから、国や県への法制面の改善等の要望と併せ、慎重に検討することを要望することとした。

【審議経過】

- ・望ましい学校規模と同様、小中一貫教育を推進する上で、教育効果を高めるための学級規模の観点から、児童生徒数等の現状と将来推計、学校施設の耐震化の取組等本市の現状を踏まえて議論を行った。
- ・学級規模については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）や県の制度で定める法制面の基準を踏まえて議論を行った（本市においては、県の制度により、小学校2学年も35人学級としている。）。
- ・国の基準等に従い学級編制を行っており、現在の1学級の児童生徒数の状況をもとに検討を行った。

\* 過小規模の平均値：小学校約8人，中学校約17人

小規模校の平均値：小学校約24人，中学校約33人

適正規模校の平均値：小学校約30人，中学校約36人

\* 20人以下の学級は、小学校では880学級中101学級，中学校では352学級中14学級となっている。また、単学級で、かつ20人以下の学級は、小学校で86学級，中学校で14学級となっており、今後ますます増える見込みである。（2013年（平成25年）5月1日現在）

- ・学校規模と同様、管理職等及び若手教員を対象にした、望ましい学校規模等に関するアンケート調査結果の内容を踏まえて議論を行った。

(3) 小中一貫教育校

○一体型小中一貫教育校：小中一貫教育を推進する上では、一体型小中一貫教育校が望ましい。一体型小中一貫教育校の整備については、敷地面積、施設の状態、通学区域・時間、地域性等、学校や地域の実態・実情等を勘察し、検討を進められたい。また、一体型のモデル校の取組を早急に試行されたい。

○連携型小中一貫教育校：中学校及び連携する小学校それぞれの学校規模によるが、各学校の児童生徒数の将来推計、学校間の距離や地域コミュニティ等の状況を総合的に勘察して、効果的な連携教育ができる体制となるよう、学校統合も検討していくことが必要である。

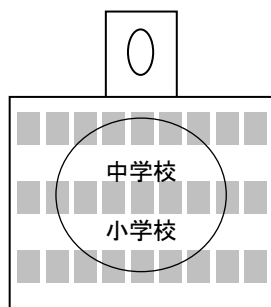
なお、連携する小学校が、複数校にわたる場合は、中学校との連携だけに止まらず、小学校間の連携も必要である。

○併用型小中一貫教育校：他市町実践校の成果や課題等状況を把握するとともに、国の動向もみながら研究されたい。

\*小中一貫教育校の形態

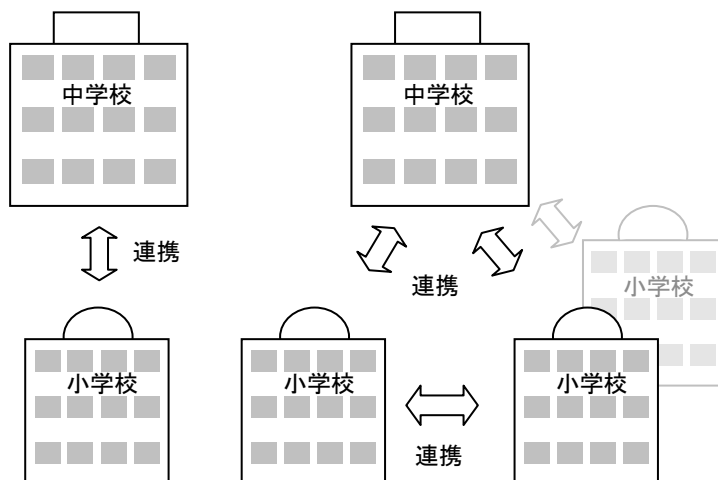
一体型小中一貫教育校

同じ校舎で、小学1年生から中学3年生(9年生)までが一体的な学校生活を送る。



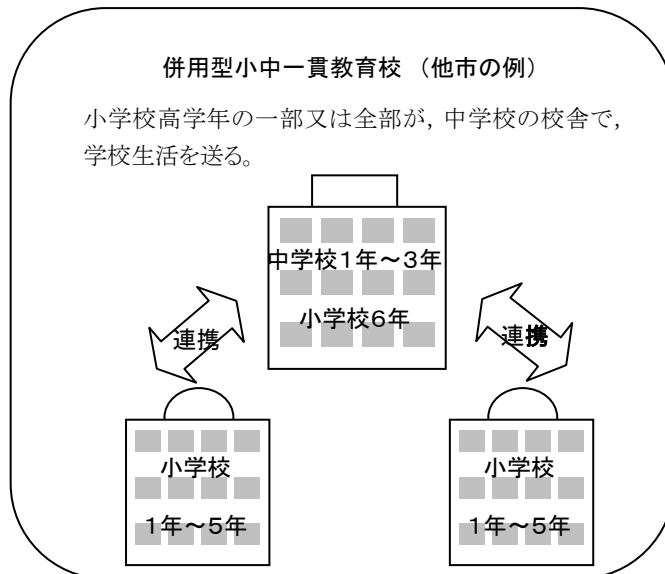
連携型小中一貫教育校

小学校と中学校が別の校舎で、小中連携した内容の授業や学校行事を行う。





(参考)



**論点**

- ・小中一貫教育を推進する上では、一体型小中一貫教育校を整備していくことが望ましい。モデルとなる一体型小中一貫教育校を作り、成果と課題を明らかにしながら、今後の小中一貫教育を考えるということも必要である。そのため、敷地面積、施設の状態、通学区域・時間や地域性等、学校や地域の実態・実情等を総合的に勘案して、検討を進める必要がある。
- ・連携型小中一貫教育校は、中学校及び連携する小学校それぞれの学校規模によるが、効果的な教育活動を行うためには、小学校が少ない方が小・中学校の連携が容易となるなど、校区の小学校数や合同行事等を行う際の全体の児童生徒数等を考慮する必要がある。そのため、各学校の児童生徒数の将来推計、学校間の距離や地域コミュニティ等の状況を総合的に勘案して、効果的な連携教育を行うことができる学校規模となるよう、検討すべきものとする。
- ・連携型小中一貫教育校においては、次のような事項に留意する必要がある。
  - 小中合同の授業や学校行事等を行うための移動手段（経費）、引率教員の確保
  - 小中合同の授業や学校行事、地域行事を行うための実施場所の確保
  - 小中一貫教育推進補助員等の配置
- ・併用型小中一貫教育校は、他市町実施校の成果や課題等状況を把握する中で、今後の検討の参考とされたい。

**【審議経過】**

- ・小中一貫教育を推進する上で、教育効果を高めるための学校規模の観点から、本市の小中一貫教育の現状を踏まえ、他市町の取組も参考にしながら、議論を行った。

## 4 社会の変化に対応する教育環境の整備に向けた具体的な方策について

情報化・グローバル化が急速に進む高度情報化社会において、社会の変化に対応できる力を身に付けることは非常に重要である。特に、我が国の未来を担う子ども達には、発達段階に応じて、ICT（情報通信技術）に適切に触れながら情報活用能力を育成することが必要であり、学校教育においては、授業を通してその育成を図ることが重要である。また、連携型の小中一貫教育を推進する上においても、ICTを活用して遠隔地間の教室をつなげ、合同授業や合同活動を行うことなどが有効と考えられる。こうした観点から、教育環境の充実を図りたい。

また、学校、家庭・地域が連携する中で、子どもが参画し、主体となって活動する機会を積極的に設けるなど、小中一貫教育を支えていく取組を進められたい。

### (1) 情報化・グローバル化に対応した教育の推進

○情報化・グローバル化が急速に進む中、その変化に対応した学校教育環境の整備を行う必要がある。小学校・中学校の各段階を通じて、より効果的な授業が行われるよう、情報機器の整備やその活用及び指導方法並びに情報社会を生きる上での正しい判断力を身に付けるための指導体制の確立など、教育環境の充実を図りたい。

○ICTの活用に当たっては、知識・技能の習得にとどまらず、思考力・判断力・表現力といった生きる力の育成のために有効活用されたい。

### (具体的方策)

○指導内容及び指導体制の確立

- ・時機をとらえた児童生徒に対するICTの適切な利用並びに情報モラルに関する指導及び保護者との連携
- ・教職員研修の充実
- ・教育委員会による支援体制の確立
- ・ALT及び外部人材（スクールサポートボランティア等）を活用した教育内容の充実

○施設設備等の充実

- ・書画カメラ（実物投影機）の増設やパソコンの継続的な更新等
- ・電子黒板等 I C T 機器の整備・活用についての検討
- ・学校図書館の図書や視聴覚資料等の整備・充実

連携型の小中一貫教育を推進する上で、交流活動を実施する際の児童、生徒及び教職員の学校間の移動に係る効率面、安全面の課題が挙げられている。離れた場所間をつなぐ方法として、I C T 機器等の特性を生かされたい。

（具体的方策）

- ・インターネットを活用した児童生徒による相互の発表等の学習活動
- ・中学校区における、児童会と生徒会とのネット会議

グローバル社会に対応した人材育成を図るため、自分の意見を述べる力やコミュニケーション能力を育む環境をつくる必要がある。学校、家庭においてはもとより、地域における取組において、子どもが意見を述べたり、ディスカッションをしたりするなど、子どもが参画し、主体となって活動する機会を積極的に設けるよう努められたい。

（具体的方策）

- ・地域行事への企画段階からの参画
- ・地域と子どもとの交流機会の設定
- ・「(仮称) ふるさと学習」を通して自らの地域のことを発信できる人材育成

(2) 地域連携

変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育成するためには、それぞれの地域で、めざす子ども像や学校教育目標に向かい、小中一貫教育の中で、学校・地域・家庭がそれぞれ教育力を発揮し、連携して子どもを育てていこうという取組がひろがっていくことが必要である。学校教育活動の中で、地域コミュニティの中学校区単位での交流機会の充実を図る必要があり、活動・交流の場の確保に努められたい。

(具体的方策)

- ・自分の住んでいる地域のことや地域の人、そして福山を知る「(仮称)ふるさと学習」への地域住民の参画(学習支援等)
- ・中学校区の学校と子ども会、自治会連合会等地域団体との連携の促進
- ・地域連携の基盤となるネットワークづくり
- ・人材に係る情報共有(情報管理に係るルールづくりが必要)
- ・公民館との連携

小中一貫教育の取組など、保護者や地域住民に情報発信を行うことで、学校の教育活動への理解を深めてもらうことが重要である。これまで以上に、教育委員会、学校からの情報発信に努められたい。

(具体的方策)

- ・ウェブサイト(HP)による情報発信や紙面による広報誌等の発行

## 5 児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について

児童生徒の健全育成のためには、必ずしも快適であることが最適とは限らない。しかし、近年の地球温暖化による環境の変化や生活様式の変化を踏まえ、児童生徒の心身の発達に資する教育環境の整備に向け、検討を進める必要がある。

具体的には、「中学校における完全給食の実施」「空調設備の整備」「洋式トイレの整備」を望む。

児童生徒の健全育成のため、本市の財政状況を踏まえた上で、実現に向けた方策を検討し、計画的な整備に努められたい。

### ◆中学校給食について

○学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしている。こうしたことから、成長期の中学生の健全な食生活を実現するとともに、安全で安心な食の提供の面からも、中学校における完全給食の実施に向け、検討されたい。

○完全給食の実施やその方法、実施時期については、各学校の状況や施設整備の財源、食物アレルギーを有する生徒への対応等、施設面や運営面の課題等を踏まえ、学校給食を安全かつ確実に提供できるよう、慎重に検討を進められたい。

○小中一貫教育を通じた食に関する指導を系統的に行うため、中学校給食を生きた教材として活用し、望ましい栄養や食事のとり方への理解、生徒の感性を育むよう、食育をさらに充実されたい。

○子どもの食についての第一義的責任は保護者にある。そうした基本的認識の下に、給食の実施に当たっては、保護者の理解を得ながら進められたい。

**(中学校給食に係る附帯意見)**

- ・中学生の食生活の実態について、食に関する意識や知識の習得不足により、一部食生活の乱れがみられることから、学校給食の実施について考える必要がある。
- ・給食の場を、楽しい場、コミュニケーションの場、異学年との交流の場にする必要がある。
- ・小中9年間を通して学ぶ「(仮称)ふるさと学習」において、福山の特産物や地産地消について学習し、給食でその食材を食べることにより、自分たちの郷土への愛着を深めることにつながると考える。
- ・給食を通して、摂取エネルギーや、栄養の発育・発達への影響などについて学び、将来にわたって健康に関する自己管理能力が育成されることが期待される。
- ・年間指導計画の中で、「弁当の日」や自分で弁当を作る機会を設け、保護者への感謝の心を育む取組も大切にしたい。
- ・保護者に、子どもの食習慣に関心をもたせることなど、保護者への働きかけも必要である。
- ・食物アレルギーを有する生徒等に対する配慮が必要である。

**◆空調（冷房）設備について**

近年、地球温暖化の影響等により、夏季の暑さが非常に厳しくなっている中、児童生徒の健康管理、学習意欲や集中力の低下が懸念される。

発育・発達の中途にある子どもの健全育成といった視点も踏まえる中で、良好な教育環境の創造に向けて、各学校の状況や空調設備整備に係る財源等も考慮しながら、検討を進められたい。

(空調設備に係る附帯意見)

- ・夏季の始業時間の変更など、少しでも気温の低い時間帯に学習ができるように、授業時間の弾力的な運用についても検討されたい。
- ・すべての教室に設置するのではなく、児童生徒数の将来推移をみながら、計画的に整備する必要がある。また、過渡的には、空調設備の整備された特別教室を有効に使った効率的な取組を進められたい。
- ・子どもの体温調節機能が、以前に比べて衰えていることも考慮すると、空調設備の整備の必要性は高い。
- ・児童生徒の健全育成や身体の発達を踏まえると、暑さで汗をかいたり、寒さに耐えることも教育的に必要な場合もあると考える。

◆洋式トイレについて

生活様式の変化に伴い家庭トイレが洋式化している現状や衛生面から、学校施設においても、トイレの洋式化が望まれる。

また、学校施設は、地域活動や災害時の緊急避難場所として、地域住民が使用することから、高齢者や障がい者に負担の少ない洋式トイレの設置が望まれる。

これらのことを勘案し、洋式トイレの計画的な整備を進められたい。

(洋式トイレに係る附帯意見)

- ・老朽化したトイレには、衛生面（暗い・臭い・汚い）等での課題が生じている。子どもの心の健康に配慮した、明るく、清潔なトイレの整備が必要である。
- ・和式トイレに不慣れなため、小学校入学時において、丁寧な指導が必要である。

## 6 附帯意見

本検討委員会は、福山市教育委員会から諮問された事項について、前述のとおり答申した。今後、具体的に取り組を進められるに当たっては、多くの課題があると想定されるが、次の事項について、適切な対応を望むものである。

○今後、学校統合について検討する場合にあっては、通学に対する児童及び生徒の負担が増すことも想定されることから、通学路の安全や通学手段の確保などに十分配慮され、保護者、地域住民の理解と協力を得られる内容となるよう努められたい。

○地域社会の多民族化が進む中、外国にルーツを持つ子どもたちに対して、それぞれの文化を尊重しながら日本社会に適応するツールとしての日本語習得や継承語（親から引き継いだ言語）を保障することが求められる。小中一貫教育の中においても、地域における国際交流の取組や日本語指導のための非常勤講師（県費）を活用したきめ細やかな対応など、受け入れ体制を整えるよう、その充実に努められたい。

○LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）・自閉症等の障がいのある児童生徒への教育支援等が課題となっていることから、小中一貫教育における支援体制や施設整備等、インクルーシブ教育の視点に立った教育環境の整備に努められたい。

○学校が、災害時の避難場所であるという観点からの環境整備にも努められたい。

○児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について、熱中症予防に水分補給を行うため、中学校において、冷水器の増設が望ましい。ただし、衛生面で課題があり、安全確保の観点から慎重に検討されたい。

○国が検討を進めている、公立小中学校の統廃合の基準を定めた新たな指針の策定や、義務教育6・3制の見直し、5歳児の義務教育化など、国の動向を注視しながら、本市教育行政の推進を図られたい。



## おわりに

本検討委員会は、社会変化の激しい時代を生きる子どもたちが、お互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方に触れたり、共に活動したりする中で、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力を育むためには、一定規模の集団としての人数が必要であると考えた。しかし、少子化により児童生徒数が減少し、学校の規模が小規模化していくことが予想される。そこで、小中一貫教育を推進する福山市において、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備・充実するためにはどのような適正規模が必要なのか、さらに、変化の激しい社会にあって、たくましく生きる力や豊かな人間性・社会性を育成するためにはどのような環境が必要なのか、これらの点について、基本的な考え方と具体的な方策について、答申をまとめた。

今後、望ましい学校教育環境を整備するに当たっては、耐震化や老朽化に対応する施設整備等も並行して行われていることから、その財源の早期・安定的な確保に大きな課題があると思料される。持続可能な行政運営を行うため、本市の財政状況を踏まえた上で、限られた財源を有効に活用することを念頭に、実現に向けた方策を検討し、計画的な整備に努められたい。

福山市教育委員会にあつては、本答申に基づき、市の基本方針を策定され、本市のめざす子ども像にある「福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども」を育成するため、望ましい学校教育環境整備の実現に向けて、市民の理解と協力を得ながら、鋭意取組を進められることを望む。

<福山市学校教育環境検討委員会委員>

- 委員長 秋川 陽一（福山市立大学教育学部教授）  
副委員長 永井 純子（福山平成大学福祉健康学部教授）  
委員 森 美智代（福山市立大学教育学部准教授）  
委員 村上 勝士（福山市自治会連合会会長）  
委員 小野 明人（福山市民生・児童委員協議会会長）  
委員 藤井 春勝（福山市公民館長会会長）  
委員 平田 誠治（福山市PTA連合会会長）  
委員 藤原 理絵（福山市PTA連合会副会長）  
委員 西本 紀子（福山市PTA連合会会計）  
委員 岡本 康成（福山市子ども会育成協議会会長）  
委員 荒木 一夫（福山市公立小学校長会会長）  
委員 飛田 洋悟（福山市公立中学校長会会長）※～2014. 3. 31  
委員 川崎 富男（福山市公立中学校長会会長）※2014. 4. 24～  
委員 松本 茂太郎（福山商工会議所副会頭）  
委員 喜多村 祐輔（福山青年会議所理事長）  
委員 藤本 和士（連合広島福山地域協議会事務局長）

（順不同）

# 資料編

## 【資料1】 諮問文

福 教 総 第 5 6 9 号  
2 0 1 4 年（平成26年）1月29日

福山市学校教育環境検討委員会委員長 様

福山市教育委員会  
委員長 岡 本 英 明

### 望ましい学校教育環境のあり方について（諮問）

福山市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に、より良い学校教育環境を提供し、もって効果的な学校教育の実現に資するため、福山市学校教育環境検討委員会条例（平成25年条例第39号）第2条の規定により、つぎの事項について諮問します。

#### （諮問事項）

小中一貫教育を推進する上で、

- 1 教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について
- 2 社会の変化に対応する教育環境の整備に向けた具体的な方策について
- 3 児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について

### (諮問理由)

教育委員会では、2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までの5年間を実施期間とする「福山市教育振興基本計画」、「福山市学校教育ビジョンⅣ」を策定しました。ビジョンⅣでは、ばらと教育のまちを目ざす「全国に誇れる学校教育」を目標として掲げ、教職員・学校の自主・自律を推進力に、中学校区で小中学校が更に連携を強め、義務教育9年間を一体的に捉えた教育活動の展開を目ざす小中一貫教育を推進しているところです。

近年、急速な社会情勢の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、学ぶ意欲、学力・体力面での課題や問題行動などが指摘されています。

学校教育では、基礎基本となる学習内容を確実に定着させ、健やかな体を育むとともに、集団での学習や活動を通して多様な人間関係を体感することにより、望ましい人間関係を構築する等豊かな人間性や社会性を育成することが重要です。

こうした中、次世代を担う子どもたちのために、小中一貫教育の効果が十分に発揮でき、「生きる力」を育む教育環境づくりや社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する教育環境の整備をより一層推進する必要があります。

このようなことから、学識経験者、PTA関係者、学校関係者などによる幅広い観点から、児童生徒を取り巻く状況や社会情勢の動向などを勘案し、本市の小中学校における規模に関する事その他望ましい学校教育環境に関する事項についてご審議の上、答申をいただきたく諮問いたします。

【資料2】審議経過

	日 時	審議内容
第1回	2014年（平成26年） 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・諮問</li> <li>・市立小中学校の現状について（報告）</li> </ul>
第2回	2014年（平成26年） 2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について</li> <li>・社会の変化に対応する教育環境の整備に向けた具体的な方策について</li> <li>・児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について</li> </ul>
第3回	2014年（平成26年） 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について</li> <li>・児童生徒にとっての学校での快適な教育環境と最適な教育環境の在り方について</li> </ul>
第4回	2014年（平成26年） 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について</li> <li>・児童生徒にとっての学校での快適な教育環境と最適な教育環境の在り方について</li> </ul>
第5回	2014年（平成26年） 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について</li> <li>・社会の変化に対応する教育環境の整備に向けた具体的な方策について</li> </ul>
第6回	2014年（平成26年） 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育効果を高めるための望ましい学校規模等の基本的な考え方について</li> <li>・社会の変化に対応する教育環境の整備に向けた具体的な方策について</li> <li>・児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について</li> </ul>
第7回	2014年（平成26年） 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の変化に対応する教育環境の整備に向けた具体的な方策について</li> <li>・児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について</li> </ul>
第8回	2014年（平成26年） 8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申（案）について</li> <li>・児童生徒の健全育成のための教育環境の整備について</li> </ul>
第9回	2014年（平成26年） 9月30日	答申（案）について
第10回	2014年（平成26年） 10月22日	答申（案）について

### 【資料3】福山市学校教育環境検討委員会条例（平成25年条例第39号）

（目的及び設置）

第1条 福山市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童及び生徒に、より良い学校教育環境を提供し、もって効果的な学校教育の実現に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、福山市学校教育環境検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の規模に関する事その他望ましい学校教育環境に関する事項について審議し、意見を答申する。

（委員）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) PTA（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAをいう。）関係者
- (3) 学校関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る意見を答申したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(福山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 福山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第112号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略